

議題（１）

○子ども・子育て支援金制度の導入について

1. 趣旨

「こども未来戦略（令和５年１２月２２日閣議決定）」及び「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４７号）」が公布され、令和８年度から「子ども・子育て支援金制度」が施行されるため、本市においても制度の円滑な施行のため、令和８年度から同制度を導入し、実施することとします。

2. こども未来戦略<加速化プラン>、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の概要

（１）こども未来戦略による給付等の拡充

ア ライフステージを通じた経済的支援の強化

- ・児童手当の抜本的拡充
- ・妊婦のための支援給付の創設

イ 全てのこども・子育て世帯への支援の拡充

- ・妊婦等包括相談支援事業の創設
- ・乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）の創設
- ・児童扶養手当の第３子以降の加算額の引上げ

ウ 共働き・共育ての推進

- ・出生後休業支援給付（育休給付率を手取り１０割相当に）
- ・育児時短就業給付（時短勤務時の新たな給付）
- ・育児期間中の国民年金保険料免除措置の創設

（２）給付等を支える財政基盤の確保と見える化の推進

ア 支援金制度の創設（少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が子育て世帯を支える新しい分かち合い・連携の仕組み）

- ・令和８年度に制度創設、令和１０年度までに段階的に導入。医療保険料（国民健康保険税、後期高齢者医療保険料など）とあわせて徴収。

イ こども・子育て政策の見える化の推進

- ・令和７年度に子ども・子育て支援特別会計の創設（子ども・子育て支援勘定、育児休業等給付勘定）

3. 子ども・子育て支援金制度

<加速化プラン>における少子化対策の抜本的強化に当たり、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連携の仕組みとして、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体に、医療保険の保険料とあわせて、令和８年度から拠出する。

（１）子ども・子育て支援法

政府は、支援納付金対象費用に充てるため、令和８年度から毎年度、医療保険者から支援納付金を徴収する。

(2) 医療保険各法等

ア 医療保険者は、医療保険制度上の給付に係る保険料や介護保険料とあわせて、子ども・子育て支援金を徴収する。

※健康保険法において、保険料の規定に一般保険料率と区分して、子ども・子育て支援金率を規定する。支援率は、政令で定める率の範囲内において保険者が定める（総報酬割であることを踏まえ、実務上、国が一律の率を示す）。

イ 医療保険制度の取り扱いを踏まえ、支援金の被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置、医療保険者に対する財政支援等を定める。

※国民健康保険では、18歳以下の支援金均等割額の全額軽減措置を講ずる。

4 子ども・子育て支援金に関する医療保険加入者一人当たり平均月額（国試算）

	加入者一人当たり支援金額			(参考) 加入者一人当たり医療保険料額（令和3年度実績）
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額	
全制度平均	250円	350円	450円	9500円
被用者保険（協会けんぽ、共済組合等）	300円（被保険者一人当たり450円）	400円（被保険者一人当たり600円）	500円（被保険者一人当たり800円）	10,800円（被保険者一人当たり17,900円）
国民健康保険	250円（世帯当たり350円）	300円（世帯当たり450円）	400円（世帯当たり600円）	7,400円（世帯当たり11,300円）
後期高齢者医療制度	200円	250円	350円	6,300円

5 本市の支援金制度施行に向けたスケジュール案

(1) 7月 制度施行に向けたシステム整備のための補正予算要求

・国民健康保険制度 約1千141万円

(2) 8月 令和7年第3回八街市議会定例会に補正予算案上程

(3) 10月 システム整備契約

(4) 11月 令和8年度納付金仮算定（国、県）、市議会説明

(5) 12月 国庫補助申請、八街市国民健康保険運営協議会に付議

(6) 1月 令和8年度納付金本算定（国）

※本算定にあわせて八街市国民健康保険運営協議会に付議

(7) 令和8年八街市議会定例会に議案上程（条例改正）

6 千葉県における仮算定の結果

1 1月21日時点で次のとおり仮係数による算定結果が示されています。

(1) 千葉県全体の子ども・子育て支援納付金額

6, 805, 132, 000円

(2) 八街市の納付金額

55, 523, 499円

(3) 賦課方式、標準保険料率

2方式(所得割、均等割)、所得割0.3%、均等割1, 718円

(4) 18歳未満の被保険者の均等割

10割軽減

(5) 18歳以上の被保険者の均等割加算額

165円

7 仮算定の結果による保険税の影響額

・医療・介護・後期高齢者支援は令和7年度の税率、子ども子育て支援金は仮算定における標準税率

(1) 1人世帯(世帯主)

世帯の合計所得	種類	課税額	影響額(年)	影響額(月)
0円 (7割軽減)	医療・介護・支援	23,100	-	-
	子ども子育て	564	564	47
100万円	医療・介護・支援	139,600	-	-
	子ども子育て	3,593	3,593	299
200万円	医療・介護・支援	249,600	-	-
	子ども子育て	6,593	6,593	549
300万円	医療・介護・支援	359,600	-	-
	子ども子育て	9,593	9,593	799

(2) 2人世帯(世帯主、被扶養者)

世帯の合計所得	種類	課税額	影響額(年)	影響額(月)
0円 (7割軽減)	医療・介護・支援	36,600	-	-
	子ども子育て	1,129	1,129	94
100万円 (5割軽減)	医療・介護・支援	123,600	-	-
	子ども子育て	3,593	3,593	299
200万円	医療・介護・支援	294,600	-	-
	子ども子育て	8,476	8,476	706
300万円	医療・介護・支援	404,600	-	-
	子ども子育て	11,476	11,476	956

(3) 3人世帯（世帯主、被扶養者、18歳以下（就学児）1人）

世帯の合計所得	種類	課税額	影響額（年）	影響額（月）
0円 （7割軽減）	医療・介護・支援	46,500	-	-
	子ども子育て	1,129	1,129	94
100万円 （5割軽減）	医療・介護・支援	140,100	-	-
	子ども子育て	3,593	3,593	299
200万円 （2割軽減）	医療・介護・支援	296,600	-	-
	子ども子育て	7,722	7,722	643
300万円	医療・介護・支援	437,600	-	-
	子ども子育て	11,476	11,476	956

8 本市の考え

- (1) 仮係数による算定結果で示された子ども・子育て支援納付金額を令和8年度の納付金額として予算計上する。
- (2) 本係数による算定結果により税率の変更があった場合であっても、仮係数による税率を採用する。
- (3) 本係数による算定結果により、納付金の予算に不足が生じた場合は、財政調整基金で対応する。